



2019年3月に公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部主催による、成年後見制度利用促進セミナーが開催されました。ここでは、本セミナーにパネリストとして参加された山口雅弘氏（一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会会員/クローバー運営委員（公益社団法人日本精神保健福祉士協会）からの報告記事をご紹介します。

「本人情報シート活用に向けたシンポジウムに参加して」

山口 雅弘/静岡県

2019年3月、「第1回成年後見制度利用促進セミナーin静岡」が開催されました。このセミナーはリーガルサポート静岡支部が主催し、静岡県の弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会が共催し、関係者に広く呼びかけられました。セミナーでは制度改正についての講義と各団体による「本人情報シートを活用しよう！」と題したパネルディスカッションが行われ、本人情報シートへの関心の高さからか、300名ほどが参加しました。

私はパネリストの一人として登壇し、病院で働く一人の精神保健福祉士として普段感じていることを伝えました。医師は、診察で語られる「病気の症状」や「できないこと」、「困っていること」を基に診断書を記載します。その診断書を基にして本人の判断能力が決められている現状、また、後見人等が選任されると本人の意思決定支援を後見人等に任せてしまう現状、それらに対して私は歯痒さを感じていました。

こうした現状と思いを伝え、登壇した多職種の方との意見交換を通して、私たちがシートを作成し本人が持つ力や可能性を医師に伝えることができれば、本人の状態にあった類型判断につなげることができるかもしれないと感じました。また、シートをツールとして、既存の支援チームと選任された後見人等とがつながることができるのではないかと感じました。

今回参加して、私たち精神保健福祉士が本人情報シートを作成することの意味や意義を改めて考えることができました。どんな状況に置かれてもその人の持つ可能性を信じ、必要最小限の支援で最大限自分のことを決めていけるよう、本人の意思決定を中心にしたチーム作り、地域作りができるよう、目の前の小さな実践を積み重ねていきたいです。

体験報告

山根 清孝/千葉県支部

私は、現在2件の保佐類型の方を受任しています。初めての受任はご本人がご自身で会うメリットを感じていない為、ご家族で対応してくれと会うことを拒否されており、家族と現在支援している支援者の方としかお会いしていない状態での受任でした。ご本人に会えたのは受任前から入居しているGHから単身生活をしたいという意向を受任直後に相談支援専門員を通じて受け、引っ越しをしたタイミングでした。そのようなスタートだったこともあり、ご本人の身上監護を期待されての受任でしたが、ご本人の意思の確認が困難な状態から支援者を通じて確認をしながら進めさせていただきました。間に別の支援者を挟んでということが続く中では、思うように関係性を築いていくことも難しく、最初の1年はこちらから声掛けをするも、ほぼ相手にされない状態で直接のやり取りはほぼなかったように記憶しています。そんな中、1番のキーパーソンであったご家族が急逝され、それ以降、必要に迫られてだったのかもしれませんが、困りごとがあったときに直接連絡が来るようになりました。現在は様々な立場から本人を包括的に支援するよう体制づくりを行っており、私は月に最低限1回訪問し、お金を渡す他、近況や困りごとなどを聞くようにしています。

また、もう一件は長期入院中の方で、ご家族との金銭的なトラブルなどもあり、体調を悪くしたことを経緯に、保佐への変更のタイミングで受任させていただきました。最初は病院側が金銭管理を行っており代理権はない形での受任でしたが、その後、代理権をもって金銭管理も行っていきたいと状況が変わり受けさせていただきました。ご本人との面談は入院中ということもあり、とてもスムーズで、受け入れも病院のSWの方がしっかり説明をしてくださっていた為、大きな問題は起きませんでした。しかし、毎月うかがっていても顔は何となく覚えているものの、毎回名刺を渡し、新鮮な雰囲気面で面談をしています。何度か面談する中で、地域での生活をあまり強く希望されておらず、以前、内科疾患で入院経験のある別の病院への転院であれば嬉しいと言われており、今後の安定・安心をどう考えていくかが現在の課題となっています。

こうやって振り返ってみると、やはり1人1人後見制度利用に際して様々な背景があり、認定成年後見人としても日々研鑽を積みながら被保佐人と向き合っていく必要があると考えさせられました。

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2019年5月31日登録者 197名

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	6	北海道 6
東北ブロック	11	青森 1、岩手 2、宮城 5、 山形 2、福島 1
関東・甲信越 ブロック	84	栃木 3、群馬 2、埼玉 15、 千葉 9、東京 33、神奈川 14、 山梨 4、長野 4
東海・北陸ブロック	22	岐阜 2、静岡 7、愛知 12、 三重 1
近畿ブロック	14	京都 1、大阪 5、兵庫 8
中国ブロック	10	鳥取 1、島根 1、岡山 2、 広島 4、山口 2
四国ブロック	10	徳島 2、愛媛 6、高知 2
九州・沖縄ブロック	40	福岡 15、長崎 2、熊本 9、 大分 1、宮崎 1、鹿児島 3、 沖縄 9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2019年6月30日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 277件

※クローバー開始時(2009年度)からの総数。

内、正式受任 163件

受任中 124件	受任終了 39件
北海道 1、宮城 4、埼玉 4、 千葉 1、東京 33、神奈川 7、 山梨 1、岐阜 1、静岡 2、 愛知 1、大阪 2、鳥取 2、 山口 1、愛媛 1、福岡 28、 熊本 20、宮崎 1、鹿児島 3、 沖縄 5、家裁外 6	北海道 2、宮城 1、 東京 18、神奈川 1、 静岡 1、愛知 1、大阪 1、 愛媛 1、福岡 9、熊本 3、 家裁外 1

内、受任前調整中 8件

宮城 1、埼玉 1、静岡 1、福岡 1、家裁外 4

内、受任不可・依頼取り下げ 106件

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2019年3月12日～2019年6月30日)

- 3/19 成年後見制度利用促進セミナー in 静岡 改定された成年後見制度用「診断書」と「本人情報シート」の活用(山口委員)
- 4/12 2019年度第1回東京都クローバー登録者の集い
- 4/24 2019年度第1回埼玉県クローバー登録者の集い
- 5/18 2019年度第1回神奈川県クローバー登録者の集い
- 6/15 佐賀県精神保健福祉士協会講演会「精神障害者への後見人受託について大切なこと」(講師:安部委員)
- 6/22 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート第25回定時総会(齋藤副委員長)
- 6/30 一般社団法人日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会 2019年度研究大会「聴覚障害者への成年後見における課題」(シンポジスト:毛塚委員)

現在クローバー運営委員会では都道府県精神保健福祉士協会等(以下、都道府県協会等)との連携強化の取り組みを検討しています。その中の動きの一つとして、成年後見制度の地域連携ネットワーク構築の流れで中核機関から各支部・都道府県協会等に「精神保健福祉士と連携を取りたい。」と依頼があった際に、積極的に参画をいただきたい旨を2019年度都道府県支部長会議(2019年4月14日開催)の場でお願ひしています。実際、東京精神保健福祉士協会には、既にいくつかの社会福祉協議会の権利擁護センターより協力依頼があり、どう対応するか検討を始めています。

このように、成年後見制度について『精神保健福祉士』が求められることが現状増えつつある中、成年後見制度の知識を持つクローバー登録者への期待が大きくなりつつあるのではないかと考えています。

実際に他機関等からの依頼で成年後見人等として活躍されている方々もいらっしゃいますが、精神保健福祉士が大切にしている要素である「ソーシャルアクション」として、また、成年後見制度の知識も併せ持つソーシャルワーカーとして、地域活動を行っていく必要性も他職種・他団体から求められていくのだと思います。

では、どう動いていけば良いか(どのように動くか)は、各地域の中で検討が必要かと思われます。沖縄県では県協会内の権利擁護委員会とクローバー登録者が連携を取り合って地元の家裁裁判所主催の会議等に参加されたり、神奈川県でも、中核機関からの連携依頼を見据えて、県内のクローバー登録者が中心となり、神奈川県協会の権利擁護委員会と協力して、県協会内に成年後見に関する部会を設置し、県支部、県協会の会員向けの勉強会等を開催予定です。

このような都道府県協会等と各都道府県内のクローバー登録者(もしくは本協会支部)との動きが、「クローバー」共に活性化していくと、「成年後見(制度)にも、精神保健福祉士あり!」と言えるようになっていくのではないのでしょうか……。ぜひ、皆さまと一緒に盛り上げていけたら、と考えております。

文責:毛塚 和英(クローバー運営委員/東京都支部)

編集後記

令和となり、最初のNEWSの発行となりました。例年よりも早く夏を迎える地域もあり、時代が移りゆく熱気とともに、気候も暑くなったのでしょうか。

東京都内では、「中核機関」から『精神保健福祉士と連携したい』という依頼が着々と増えてきています。そこには「精神障害者の方への対応」という期待が込められているのは言うまでもありませんが、「意思決定を『支援できる』専門家」としての面も評価して頂けているのでは、と思いたいです。成年後見制度における私たち精神保健福祉士の活躍にも、ますます熱気が帯びていくことを新しい時代に求めていきたいですね。

(毛塚 和英)